

## 所蔵資料紹介（特定歴史公文書等）

### 学生部旧蔵資料、1886-2006

小根山 美 鈴

#### 0. はじめに

東京大学文書館（以下、当館と称する）では、2019（平成 31）年 3 月、資料群「学生部旧蔵資料（S0036）」の目録情報をデジタル・アーカイブ<sup>1</sup>に公開した。この資料群は、当館の前身である東京大学史料室が、当時の学生部総務課が長年保管していた文書を、ある時期にまとめて受け入れたシリーズである。文書館改組後、当館が史料室から引き継いで保管し、公開に至った次第である。資料の年代範囲は幅広く、1886（明治 19）年公布の帝国大学令<sup>2</sup>によって帝国大学と改称した頃より、2006（平成 18）年時点で既に国立大学法人として再組織化された頃までの 120 年間にわたる。この年月は、東京大学の創立から現在までの歴史において約 85%の年月を占めており、学生部、あるいは学生部前身組織の歴史も、このシリーズによって判明できる要素を多分に有する。

しかし、当館で所蔵する学生部関係の資料は S0036 だけではない。S0036 は当館所蔵資料の数あるシリーズのうちの 1 シリーズであり、他にも学生部関係のシリーズは複数存在する。利用者にとって当該シリーズの全容はおろか、シリーズどうしの関連を把握することは難しい。したがって本稿では、年代的にも業務においても広範囲な資料を含む当該シリーズの形成過程を中心に、学生部の組織活動における当該シリーズの位置付けと別シリーズとの関連等について紹介する。このような、いわばコンテキスト情報を提供することによって、利用者の資料検索の向上に寄与することを目的とする。

#### 目 次

1. 概要
2. 学生部とは
  - 2.1 学生部の変遷とその役割
  - 2.2 課・掛の変遷とその業務
3. 学生部旧蔵資料
  - 3.1 範囲
  - 3.2 受入・保存の経緯
  - 3.3 資料群の構造
4. サブ・シリーズ紹介
5. 関連する他のシリーズと今後
6. 終わりに

## 1. 概要

当資料群は、現在の東京大学本部<sup>3</sup>を構成する組織のうち、教育・学生支援部の前身にあたる部署に所属していた職員が、職務上作成・収受し、組織的に用いてきた事務文書のうち、文書館で所蔵する資料群である。資料群全体を表す概要情報を表1に示す。

文書館の編成・記述は、ISAD (G) 2<sup>nd</sup>.<sup>4</sup>に準拠している。表1の一番右列はこの国際標準が示す記述要素のエリアであり、その要素を基にした記述項目が表の一番左側である。記述要素のエリアについては、館スタッフで共有する記述作成時の様式のみがこのエリアを反映している。うち、「b. コンテキストエリア」と「c. 内容と構造エリア」について当資料群にあてはめて言及すると次の通りである。

表1. 学生部旧蔵資料 概要記述抜粋<sup>5</sup>

参照コード	S0036	a. 識別表示エリア
年代域	1886 (明治 19) 年～2006 (平成 18) 年	
記述レベル	シリーズ	
資料の規模	827 点	
作成者名称	帝国大学舎監室、東京帝国大学学生監室、東京帝国大学学生課、東京帝国大学学生部、東京帝国大学厚生補導部、東京帝国大学・東京大学厚生部、東京大学学生部	b. コンテキストエリア
組織歴または伝記的経歴	1886/3 帝国大学舎監室、 1903/12 東京帝国大学学生監室、 1928/12 東京帝国大学学生課、 1945/6 東京帝国大学学生部、 1946/3/16 東京帝国大学厚生補導部、 1946/3/30 東京帝国大学・東京大学厚生部、 1957/4 東京大学学生部	
記録史料伝来	2000年に1点、残りは2006年に学生部より東京大学史料室が複数回受け入れた。	
資料入手先	学生部学生課総務係 (826 点)、学生部課長補佐 (1 点)	
範囲・内容	明治から平成初期にわたる学生部事務文書。1957年以降学生部時代には、おもに学生課の事務文書が大半を占める。総じて学生管理、学生自治会活動、大学改革や大学管理運営、学生団体との交渉などに関する事務文書。	
評価・廃棄	していない。刊行物は参考図書扱いにした。	c. 内容と構造エリア
追加受入	予定していない	
整理の方法	サブ・シリーズ (SS01～SS19) に分類し、その中でまとまりおよび年代順に編成	
法的位置付	特定歴史公文書等	d. アクセスと利用条件のエリア
利用条件	要審査、部分公開、公開	
著作権・複製に伴う条件	著作権法保護対象資料あり	
物理的特徴	簿冊、フラットファイル、綴じ込み表紙ほか	
検索手段	アイテムリスト	e. 関連資料エリア
関連する記述単位	S0017 ; S0049 ; S0066 ; S0068 ; S0075 ; S0109 ; S0207 ; S0208 ; S0223 ; S0315 ; S0316 ; S0359 ; S0366 ; S0367 ; S0368 ; S0516	

### (1) 表1、「b. コンテクストエリア」について

bに該当する記述項目の「作成者名称」では、文書の作成当初に回帰し、総じてどの原課が作成したかを記述している。簿冊やファイル形態の場合、アイテム目録では編綴した段階の組織（あるいは職員）だけでなく、その簿冊やファイルの中で当該組織の名称変更があったと識別できる場合、変更前あるいは変更後の組織名も記述している。次に、「組織歴または伝記的経歴」については、先の作成者名称にあたる組織が存在した期間を記述している。当館デジタル・アーカイブの資料群詳細情報では、各組織の設置に関する沿革を簡略化させた記述を掲載しているため、表1に記載した情報よりも具体的な情報を把握することができる。次に、「記録史料伝来」については、資料群の履歴に関する情報である。この項目は、資料群に対する真正性（＝その文書を作成したと称する人が、本当に作成した文書であること）や完全性（＝その文書が完結しており、その後、いかなる修正・変更も行われていない文書）を保証するために必要な記述である。そして、「資料入手先」とは、当館へ移管した時点の組織名称あるいは職員名を示している。

### (2) 表1、「c. 内容と構造エリア」について

cに該当する記述項目の「範囲・内容」では、どのような資料があるかを総括して記述している。さらに、19のサブ・シリーズに分けた（本稿4.で詳述）概要を示している。「評価・廃棄」について、当資料群は本学の文書移管制度が始まる前に史料室が受け入れた資料群であり、それを引き継いで保存しているため、改めて現行の選別基準の照合を行わなかった。ただし、刊行物類については参考図書扱いとしたので、当資料群から物理的に抜き出し別室で保存し、これらの目録も別途作成している<sup>6</sup>。次に、「追加受入」は、今後このシリーズにさらに資料を追加する予定があるかの見込みを記述している。当館では、特に史料室時代に受け入れた文書のうち、経年的に連続して作成された文書であると特定できなければ、無理にシリーズに追加していない。次に「整理の方法」は、整理者がアイテムレベルつまり、1点単位で構成されている資料群を、サブ・シリーズという記述レベルで分類することにより、資料群の内部構造やその順序等に関する情報を提供するための記述である。

## 2. 学生部とは

学生部旧蔵資料を紹介する前に、文書作成者である学生部について、現段階においてわかる範囲で紹介する。まず、部単位の変遷とその役割について説明し、次にその下位組織である課・掛（係）単位の変遷とその業務について述べる。その後、本稿3.で当資料群の文書作成者および資料のまとまりが、学生部という組織のどの範囲にあたる資料群であるかを示す。

### 2.1 学生部<sup>7</sup>の変遷とその役割

学生部の歴史は古く、東京大学の前身である東京開成学校と東京医学校の寄宿舎管理に端を発する。図1に学生部の組織変遷と主たる役割の変遷について示す。詳細は以下の通りで

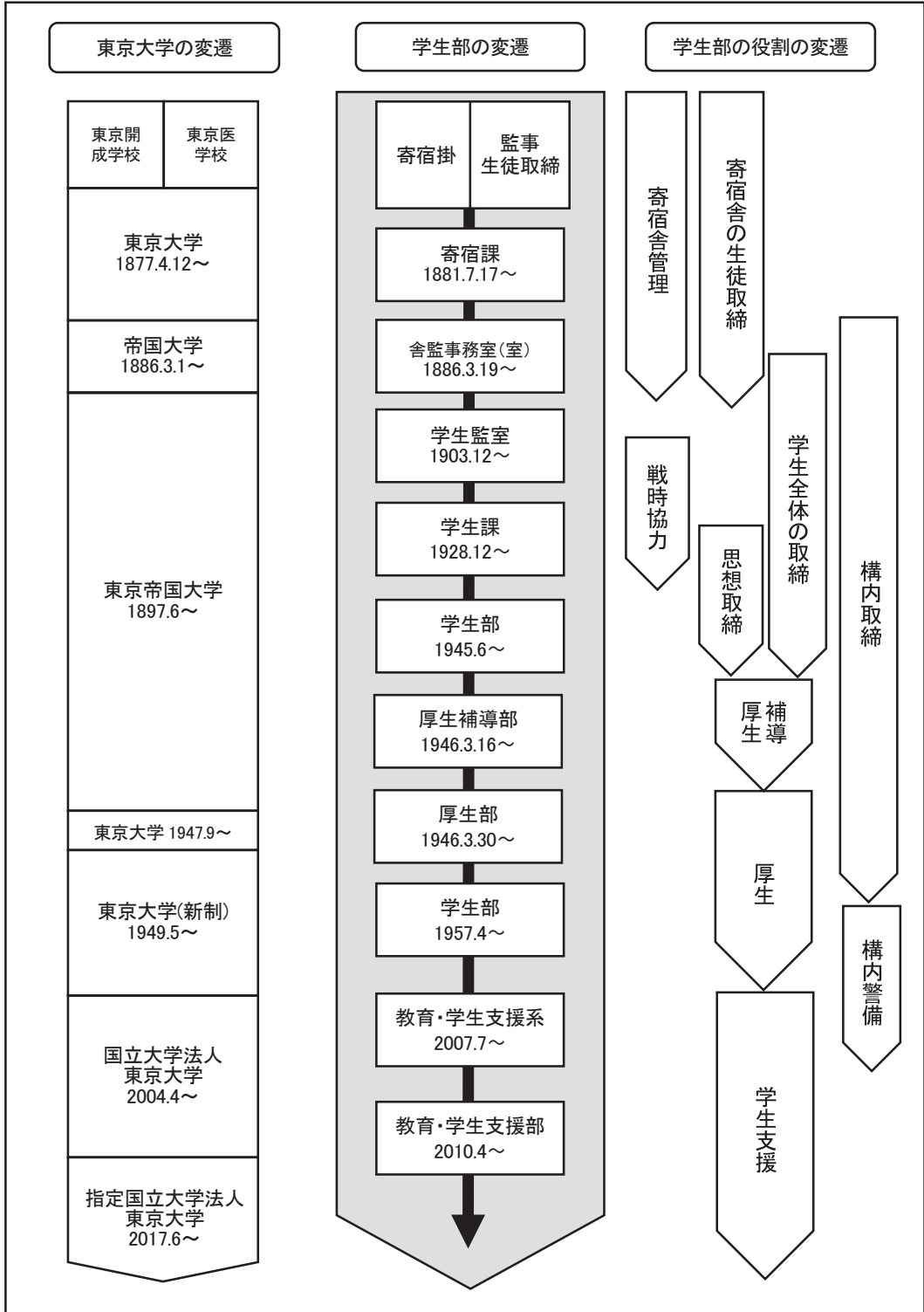


図1. 学生部の変遷と役割

ある。

### (1) 明治期

1877(明治10)年4月、東京開成学校と東京医学校を合併、旧東京開成学校を改組し法・理・文の3学部、旧東京医学校を改組し医学部を設置、東京大学が創設された。医学部はすでに本郷に移転し、かつて設けられていた寄宿舎に加え、新たな寄宿舎が完成していた。一方、法・理・文の3学部は神田錦町にあったため、それぞれ別個に独立して総理<sup>8</sup>を置き、事務もまた独立して執行していた。1884(明治17)年から翌年にかけて、法・理・文3学部の本郷移転に伴い、寄宿舎の増設が行われた。その間の1881(明治14)年6月15日、東京大学職制制定<sup>9</sup>までは、法・理・文3学部と医学部には別の職制及び事務章程が設けられていたため、寄宿舎監督についても統一的な規定がなかった。7月17日、職制改正に伴い、書記分課に関する規程<sup>10</sup>が加藤弘之総理より達せられ、教務課、庶務課、会計課など8課が設けられ、うち一課が寄宿課であった。寄宿課は、法・理・文3学部の総理ラインに置かれていた寄宿掛と、医学部の中の監事並びに生徒取締等との統合をめざすものだった。

1886(明治19)年3月、帝国大学令制定により、東京大学は帝国大学に改められ、法・医・工・文・理の5分科大学および大学院より構成される組織となる。寄宿課は廃止され、各分科大学寄宿舎に一名ずつの舎監が置かれた。分科大学舎監職務<sup>11</sup>によると、舎監は学生の生活の監督という、従来の寄宿課の役割だけでなく、構内取締りという役割も担うことになり、巡視を採用し、彼らの指揮に当たるようになった。同年3月19日、舎監事務室の職員として書記一名を置き、23日、この書記が帝国大学書記官舎監事務取扱として庶務を命ぜられる。4月12日、初めて舎監事務室が帝国大学龍岡町正門内玄関脇に開設された。その後、9月19日に寄宿舎が開設された際、寄宿舎の一棟に移されている。

1893(明治26)年8月、帝国大学官制制定により、分科大学舎監は帝国大学舎監として寄宿生の取締りに関することをを行うこととなった。しかし、1899(明治32)年、内科病室の拡張の必要上、寄宿舎を廃止し、残った寄宿舎は駒場の農科大学所管のもののみとなった。

### (2) 大正期

1903(明治36)年12月、勅令(第228号)により舎監が学生監に改められ、総長の命を受け、学生全体の監督者として取り締まることになった。これに伴い、学生監室も従来の舎監事務室同様、学生監職務をするための庶務業務を行った。1913(大正2)年3月、学生監室は旧外国人教師館から山上会議所に移転した。本部はその3年前に既に同会議所へ移転していた。1920(大正9)年、学生の懲戒規程が改正された。具体的には、第17条「学生本学ノ規制ニ違反シ又ハ学生ノ本分ニ反スル行為アルトキハ総長ノ命ニ依リ学部長之ヲ懲戒ス。懲戒ハ譴責、停学及退学トス。(下線は筆者)」の文言をめぐって、学生の政治思想的活動が、下線部分の行為となるかについて、学内に議論が湧き起こった。

『東京大学百年史 部局史四』によると、「学生監は、学生の懲戒処分に関しては、基本的

には、事実経過の調査を担当する立場にあり、懲戒処分に決定権を持たなかったのは当然である。しかし、大学が懲戒処分の方針決定について動揺する時、学生監に荷重がかかることになった。」(1116頁)と記述されている。

1923(大正12年)9月、関東大震災によって山上会議所は壊滅したが、学生監室は震災後3ヶ月間で再建された同会議所に戻ったが、1925(大正14)年7月、大講堂の竣工後、その一角に更に移転した。同年8月、学生監室に配属された陸軍将校が軍事教練を担当するようになってから、学生課の業務が次第に増加していく。1928(昭和3)年10月、大学官制の一部が改正され(勅令第249号)、従来の学生監が廃止され、学生主事及び学生主事補が任命された。同年12月、学生主事3名のうち竹内良三郎主事が、総長により学生課長に任命され、学生監室も学生課と改称した。

1929(昭和4)年の「水野訓令」<sup>12</sup>により、新たに、学生の政治思想的活動の取締りの業務が発生した。昭和10年代になると戦時色が次第に増し、学生のいわゆる文化活動にも制約が加わるようになり、学生の読書会や研究発表等においても、学生課は左翼的傾向を厳しく監視した。また、学生の勤労奉仕としての農場経営、国防訓練や勤労作業等の企画連絡並びにその実施の面も担当するようになった。

### (3) 昭和～平成期

1945(昭和20)年6月16日に制定された帝国大学処務規程<sup>13</sup>により、大学本部事務機構は事務局(庶務課、会計課、営繕課)と学生部(旧学生課)に改編され、総長に直結する体制となり、学生部は学生課と動員課の二課編成となる。同年8月27日、動員課の名称が厚生課と改められ、1946(昭和21)年1月、文部省訓令による学生部の廃止に伴い、学生・厚生両課が事務局に編入される運びだったが、東京大学の場合、独立した柱として同年3月16日、厚生補導部が設置され、3月30日に厚生部と名称を改めた。

1957(昭和32)年4月、厚生部は学生部と改称された。新制大学発足に伴い、厚生補導の目的とするところが、学生の課外活動、学生生活に関する指導援助を通じて学生の間陶冶を助長する考え方へ移行した。その活動を一般に学生部活動と称され、既に多くの他大学が学生部という名称を用いられている現状があったためである。その後しばらく学生部体制が続くが、1996(平成8)年5月、事務局・学生部が一元化され<sup>14</sup>、数度の改編を経て現在に至る。

## 2.2 課・掛の変遷とその業務

学生部内の課および掛の主な変遷を図2に示す。この図には、課の下位組織となる掛が設置された頃から、当資料群が移管された頃までをピックアップして掲載した。図でわかるように、学生課・厚生課の二課体制はすでに1949(昭和24)年に形作られ、途中、入試課や学務課の編入を経ながら、その骨格は今日の学生部業務の基本となっている。

具体的な事務分掌については、少なくとも、1929(昭和4)年に学生課4掛が設置された際に定められていた<sup>15</sup>。主たる事務分掌を引用すると下記の通りである。カッコ内が主な業

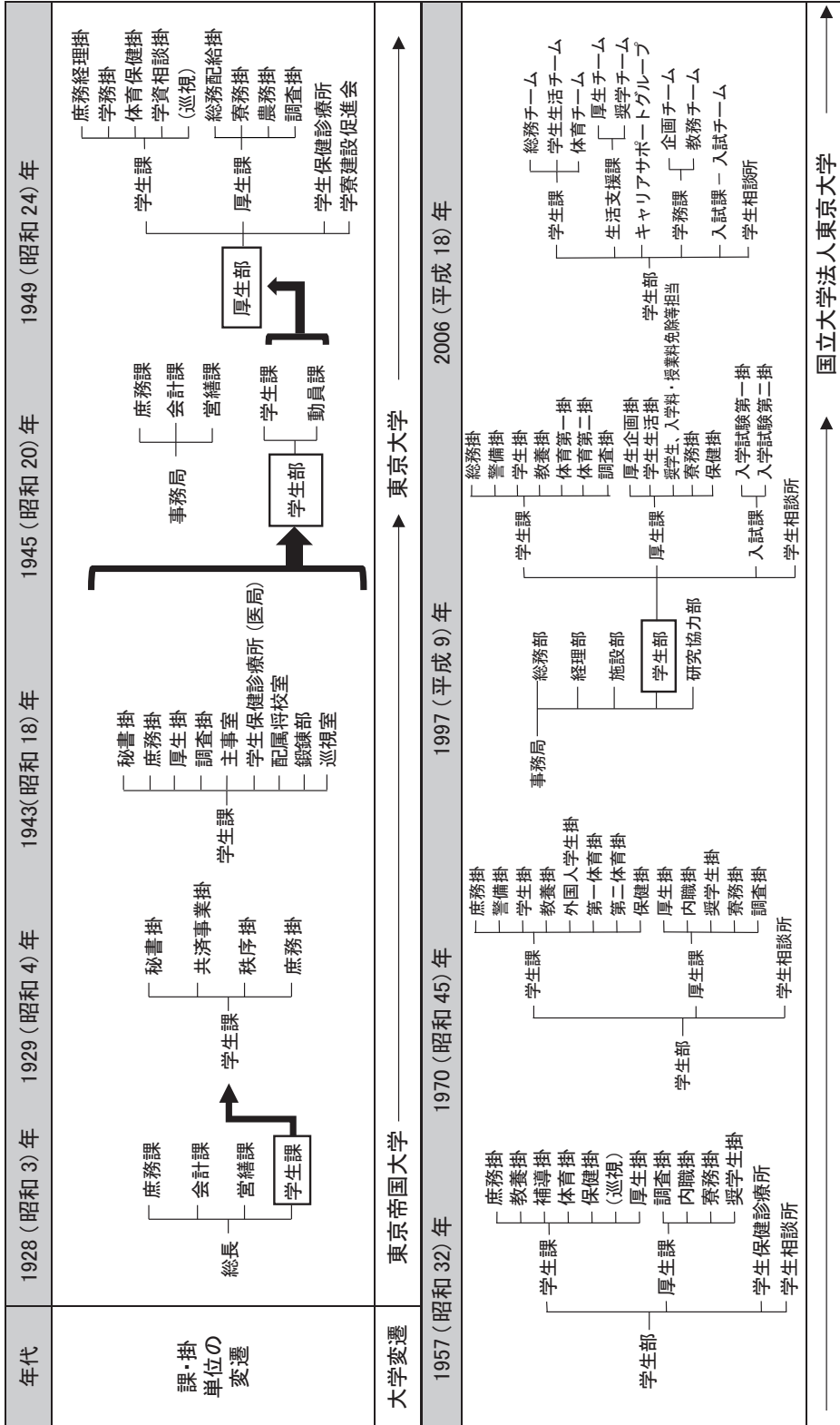


図2. 課・掛の主な変遷<sup>16</sup>

務である。

- ① 秘書掛 (官印管守、課員進退、機密、褒賞、諸計画、諸調査等)
- ② 秩序掛 (学生懲戒処分、学生控所貸付、学生集会、掲示、巡視監督、構内取締り等)
- ③ 共済事業掛 (身上相談、学資補給、学生の身体検査、診療、構内商人管理等)
- ④ 庶務掛 (公文書の成案、文書の接受保存、学生名簿、異動、物品購入、施設管理等)

上記の事務分掌を基点とし、以後、改編されていく。以下、当資料群の文書作成者に該当する主な掛とその業務を中心に、各掛の変遷を紹介する。

### (1) 庶務掛 (係)

1943 (昭和 18) 年、戦争による人手不足のため、同年 5 月、秘書掛を廃し、厚生掛と調査掛とを合わせて学生掛としたので、学生課は庶務掛と学生掛の 2 掛となる。庶務掛は秘書掛の業務の一部を引き継ぐ。1949 (昭和 24) 年、庶務経理掛として庶務、会計、営繕、人事を担当する。1957 (昭和 32) 年 4 月、厚生部が学生部と改称された時点で既に庶務経理掛を庶務掛と改称し、学生課の下に置かれる。1953 (昭和 28) 年 10 月 1 日に制定された「東京大学学生部各課事務分掌規程<sup>17)</sup>」は、1996 (平成 8) 年 5 月に学生部が事務局に一元化されるまで適用されていたと考えられる。同時に、総務掛と改称する。

1996 年 5 月 11 日に制定された「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程<sup>18)</sup>」における第 1 条 3、総務掛の所掌事務は下記の通りである (2000 年 5 月時点)。

- ① 学生部の所掌事務に関し、連絡調整すること。
- ② 学生部所管の公印の管守及び文書の接受、発送に関すること。
- ③ 学生部所属職員 (以下「所属職員」という。) の任免、給与、能率、分限、服務その他の人事に関すること。
- ④ 所属職員の勤務時間の管理並びに給与簿の作成及び保管に関すること。
- ⑤ 所属職員の給与、手当、旅費等の経理に関すること。
- ⑥ 所属職員の共済組合関係諸手続きに関すること。
- ⑦ 学生部の所掌事務のうち、他の課に属さない事務及び学生課の所掌事務のうち、他の掛に属さない事務を処理すること。

2004 (平成 16) 年、「掛」を「係」と変更、2005 (平成 17) 年、総務チームと改称、2007 年以降に本部事務組織教育・学生支援系学務グループ学生総務チームとなり、2017 (平成 29) 年 4 月、本部教育・学生支援部学務課総務・企画チームとなる。また、同部学生支援課学生生活チームも、法人化前の総務掛の一部業務を引き継いでいる。



## (2) 補導掛、学生掛

前身は、1949年時点で学生課直下の学務掛である。さらなる前身は秩序掛である。学務掛は、文書受付発翰、学生異動、授業料免除、学生処分、学生証、外国学生、女子学生、学内文化運動、学内団体、掲示集会手続きに関する業務を行っていた。1952（昭和27）年頃には旧学務掛を補導掛と文化教養掛に分割し、その前者の掛となる。1970（昭和45）年7月時点で学生掛と改称される。先の「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程」第1条6、学生掛の所掌事務は以下の通りである。

- ① 学生の自治活動の基本的事項の調査研究に関すること。
- ② 学生の自治活動の指導助言に関すること。
- ③ 学生の自治活動の記録及び資料の整備に関すること。
- ④ 学生委員会及び大学院学生委員会に関すること。
- ⑤ 学生の懲戒の記録に関すること。
- ⑥ 学内集会及び集会室使用に関すること。
- ⑦ 学内の掲示、立看板及び見学等に関すること。

2005（平成17）年度、学生課のもと学生生活チームと改称し、2010（平成22）年度には教育・学生支援部学生支援課学生生活チームとなる。

## (3) 巡視（室）、警備掛

巡視については、1886（明治19）年12月末までに巡視20名が舎監事務室に配属された。同年12月24日改正の「帝国大学巡視心得」<sup>19</sup>（全18条）によると、舎監、舎監事務室と巡視間における命令指揮系統およびその業務を類推することができる。具体的には、巡視は門衛、巡邏（見回り）、寄宿舎詰の3部に分かれて順次交代し、勤務していた。巡視のうち伍長を数名置き、巡視の勤惰を視察し舎監に申し出ることが決められていた。また、伍長は上官の令達を各巡視に伝達し、遵守させることが求められた。門衛は、昼間は諸門6箇所各2名充て、夜間は正門と他の通用門4箇所各2名、午後10時以降は各1名が当直した。次に、巡邏は昼間2名、夜間4名とし、絶えず大学構内を巡邏し、諸事取締りをなしていた。夜間巡邏の際は棒を携帯していたようである。そして寄宿舎詰は、舎監または舎監事務室員の指揮を受け、その職務に従事していた。その後、秩序掛が巡視監督を担当し、1943（昭和18）年初めの学生課には巡視室も擁した。

1943年4月、「東京帝国大学巡視服務心得」（全33条）が制定され、巡視の職務が明文化された。この時の巡視の定員は38名であり、この定員は1967（昭和42）年度まで維持された<sup>20</sup>。

1965（昭和40）年度、警備掛が設置され、職員録からも巡視室の記述が消え、警備掛にその職務が引き継がれる。2005（平成17）年度に学生課学生生活チームが、法人化前の警備掛の一部業務を引き継いだ。2006（平成18）年度には、警備室が同課総務チームの管轄に置か

れている。ちなみに、「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程」第1条9における警備掛の所掌事務は下記の通りである。

- ① 学内の警備計画の立案及び実施に関すること。
- ② 学内の防火及び防犯に関すること。
- ③ 学内の秩序維持に関すること。
- ④ 学内の交通規制に関すること。
- ⑤ この掛の所掌事務に関し、所轄警察署及び所轄消防署との連絡調整に関すること。

#### (4) 教養掛

前身は、補導掛と同じく1949年時点で学生課直下の学務掛である。1952年頃には旧学務掛を補導掛と文化教養掛に分割し、その後者を改称した掛となる。2004(平成16)年度、課外文化係と改称し、2005年度、学生課学生生活チームと改称する。「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程」第1条7における教養掛の所掌事務は下記の通りである。

- ① 学生の課外文化活動の基本的事項の調査研究に関すること。
- ② 学生の課外文化活動の指導助言に関すること。
- ③ 学生の課外活動施設(体育第一掛及び体育第二掛の所掌に属するものを除く。)の管理運営に関すること。
- ④ 「本郷の学生生活」の編集及び発行に関すること。
- ⑤ 学生相談所の運営に関すること。
- ⑥ 学生証等の作成及び配布に関すること。
- ⑦ 学歌、学生歌の募集及び選定に関すること。

#### (5) 体育保健掛

1949年には、厚生部学生課体育保健掛が設置されていた。当時の所掌業務は、身体検査、体育指導相談、運動施設、学生保健用務、体育保健寮管理であった。1957(昭和32)年4月時点で同掛を体育掛と保健掛に分割した。1966(昭和41)年度、旧体育掛を第一体育掛と改称し、第二体育掛を新設した。第二体育掛は主に検見川総合運動場の管理運営等が主たる業務であった。保健掛は1996(平成8)年度に厚生課へ移管され、2003(平成15)年度まで存続する。2004年度に第一体育掛を改称した体育第一掛は課外体育係、第二体育掛を改称した体育第二掛は検見川体育係となり、2005年度に学生部学生課体育チームと改称する。体育第一掛の所掌事務については、「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程」第1条4、体育第一掛の事務分掌は下記の通りである。

- ① 学生の課外体育活動の基本的事項の調査研究に関すること。

- ② 学生の課外体育活動の指導助言に関すること。
- ③ 学生の課外体育活動施設（検見川総合運動場を除く。）及び体育保健施設の管理運営に関すること。
- ④ 運動用具の管理及び貸出しに関すること。
- ⑤ 東京大学運動会に関すること。

## (6) 全学会

東京帝国大学は、大学の自発的な企画として学内組織の再編に着手し、1941（昭和16）年4月に全学会、6月に特設防護団という全学組織を発足させた<sup>21</sup>。組織原案は総長からの指示に基づき、学生課が作成している。全学会は教職員学生全員を会員として、従来の各学部会、運動会および共済事業を整理統合した組織であった。学生課が総長の意向を受け、同会の設立要綱を作成した。同会は1945（昭和20）年12月18日評議会において解散が決定され、翌年3月31日をもって解散した。特設防護団は、同年9月4日、評議会が同団に関する項を学部通則から削除したことによって廃止した。

## 3. 学生部旧蔵資料

本章では、当資料群が学生部全体の組織活動のうち、どの範囲にあたるものなのか、作成者である部・課・掛と資料群から見られる特徴の点から述べる。

### 3.1 範囲

#### (1) 文書の作成者

文書作成者は、明治期の帝国大学舎監室（舎監事務室）の場合、文書の作成、編綴を終えた後は舎監室（舎監事務室）が作成した簿冊として表紙等に記載されている。舎監（書記官相当）1名、書記数名が主に文書を作成しており、仮に書記の間で業務担当が割り当てられていたとしても、室全体の位置づけとみなされていたと考えられる。

昭和期に入ると、掛によって所掌事務が分別され、戦後になると業務の質・量が共に膨らみ、さらに課が増え、掛も増える。それに伴い、昭和初期の業務を引き継ぎつつ、課や掛ごとの業務に特化した文書が作成されるようになる。学生部旧蔵資料は、戦後以降の資料については、学生課と厚生課の二課体制のうち、学生課とその直下の各掛が作成した資料の一部であると位置づけることができる。

#### (2) 資料群の特徴

まず、外形的な特徴を図3に示す。およそ昭和30年代（1955-1964年）を境に、文書の綴じ方が異なる。具体的には、昭和30年代以前の場合、いわゆる板目表紙（白表紙）と呼ばれる簿冊形態が多い。板目表紙とは、和紙あるいは洋紙の文書を案件ごとかつ日付順に編綴し穴をあけ、白い厚紙の表表紙、背表紙をあて、背表紙の厚紙を表紙の内側に綴じ込み（背表

紙が無い場合もある)、紐で通した簿冊形態である。一方、同年代後半になると、フラットファイルに文書を綴じた形態がほとんどである。

次に、個別の簿冊あるいはフラットファイルに見られる文書の流れ<sup>22</sup>について、年代順に沿って簡単に紹介する。ここで言及する文書の流れとは、文書の作成、往復、供閲、および保存などから成り立つ一連の流れのことである。

明治期に作成された簿冊「自明治二十年至同二十四年 諸決裁書類綴込」の場合を例にする(図4)。文書の作成は稟議によって行われるので、起案の際、書記は印を得る必要のある役職の名前を文書中に書込み、また、自分が起案に関わったことを示すために印を押す(「検印」と呼ばれた)。その後、当該件について決定の権限をもった役職の人物が、最終的な決定をすることを指す、印あるいはサインや花押などを押す/記入して決裁が終了する。その後、書記が保存する。この簿冊では、稟議の決定権限者が総長である。明治期から大正期までに作成された簿冊には、総長決裁の文書が多くみられる。

昭和20年代(1945-1954年)になると、稟議の形式は明治期に引き継ぐが、書式は現代の原議書に近づいてくる。「学内警備関係(昭和27年3月~37年12月)」を例にすると(図5)、稟議の決定権限者は厚生部長であり、部長決裁の文書が多くみられるようになる。以後、総長決裁の文書がほとんど見られなくなる。フラットファイル群には原議書が綴じられているものも少なく、業務遂行過程において収集したコピー資料や、メモ類などのものが増える。

以上のことから、学生部旧蔵資料は、明治期から戦前において組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、学生部において業務上必要なものとして作成、保存された文書のまとまりと考えられるが、戦後、特に昭和35年代以降になると、組織共用文書だけでなく、作成又は取得に関与した職員個人の段階の文書のまとまりで構成されていると考えられる。

他方、当資料群は、後述する本稿3.3で掲げたサブ・シリーズのタイトルに該当する業務から発生した文書のまとまりである。学生部の役割の変遷(図1)と共に部・課・掛が変遷しても、業務の種類という点では年代を通して普遍的な学生部業務が存在したと考えられる。



図3-1. 昭和30年代以前の簿冊



図3-2. 昭和30年代以降のフラットファイル群

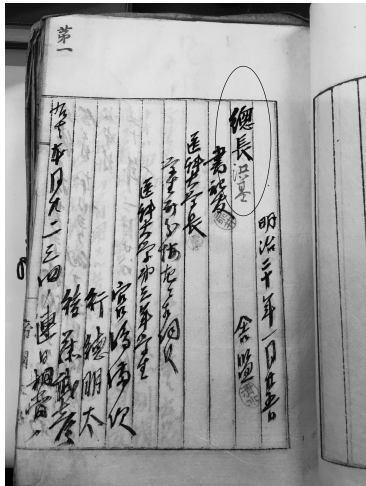


図4. 「自明治二十年至同二十四年 諸決裁書類綴込」 S0036/SS04/0006  
丸で囲んだ箇所は総長による決裁終了を表す。

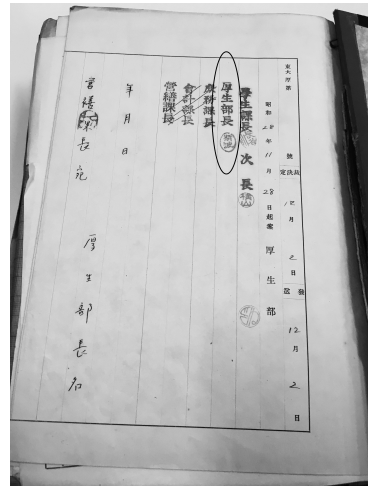


図5. 「学内警備関係（昭和27年3月～37年12月）」 S0036/SS10/0021  
丸で囲んだ箇所は厚生部長による決裁終了を表す。

### 3.2 受入・保存の経緯

資料の入手先である学生部総務課総務係は、学生部の所掌事務に係る文書の接受、発送並びに保存を所掌事務の一つとしていた<sup>23</sup>。

当資料群を東京大学史史料室が受け入れる以前、どのような管理がなされてきたかについての記録は残っていない。『東京大学百年史<sup>24</sup>』編纂途上の1979（昭和54）年7月、当時、学生部が事務を構えていた本郷キャンパス第2食堂の1階収蔵庫において、東京大学百年史編集室は学生部の保存資料調査をおこなった<sup>25</sup>。当時、明治期から昭和30年代の資料を中心に調査し、紙目録を作成したのみで、百年史編集室が資料を受け入れる話までにはのぼらなかった。その後、2006（平成18）年6月、同室の後身である東京大学史史料室が学生部総務課総務係より複数回に分けて資料を受け入れた。これ以外、受入経緯について記録が無いために詳細は不明である。東京大学史史料室が保管していたこれらの資料を、後身の東京大学文書館が引き継いで保管し、現在に至る。ちなみに、百年史編集室が1979年の保存資料調査を行った時に書き留めていた資料目録のうち、約7割が文書館に移管されていることを筆者は確認している。

学生部総務課総務係は、2007（平成19）年、組織改編により、本部学務課総務チームと本部学生課学生生活チームへ総務係の業務を分けることになった<sup>26</sup>。このことも、東京大学史史料室が資料を受け入れるタイミングにつながったと考えられる。

### 3.3 資料群の構造

整理方法については、19のサブ・シリーズに分け、各サブ・シリーズ内で年代順に編成し、

さらにその中で分類を立て、年代順に編成したりするなどによって、なるべく利用者にわかりやすい記述になるよう心がけた。各サブ・シリーズのタイトルは表2の通りである。

サブ・シリーズ立てについては、資料の種類別 (SS01 = 収集ビラ、SS02 = 新聞スクラップ、SS03 = 学生写真帖)、業務別 (SS04 = 庶務以降～ SS19) の方法をとった。特に業務別に分類する方法は、これらの資料が現用文書として使われていた当時の秩序の再現に踏み込んだものである。この方法を採用することで、文書作成者 (= 部・課・掛) の度重なる改称や変更の変遷とは別に、利用者が学生部という組織を系統的にイメージできるようにすることを目指した。また、この方法を用いたことにより、整理前はバラバラにダンボールに入っていた資料が、部分的にはあるが編綴形式などにおいて、ある程度のまとまりをもつ傾向があることも判明した。

表2. サブ・シリーズ一覧

サブ・シリーズ番号	タイトル
S0036/SS01	収集ビラ
S0036/SS02	新聞スクラップ
S0036/SS03	学生写真帖
S0036/SS04	庶務
S0036/SS05	集会・自治管理
S0036/SS06	事件・処分
S0036/SS07	学生在籍管理
S0036/SS08	各種調査統計
S0036/SS09	学生奨学
S0036/SS10	構内警備
S0036/SS11	入学関係
S0036/SS12	運動・体育活動実施
S0036/SS13	学生文化団体・文化活動実施
S0036/SS14	就職支援
S0036/SS15	軍事教練・勤労働員 (戦時業務)
S0036/SS16	教務関係刊行物編集
S0036/SS17	学生生活諸委員会
S0036/SS18	学生制度諸委員会
S0036/SS19	学内制度諸委員会

他方、各サブ・シリーズにおける文書の作成年代を10年単位で区切り、年代による傾向を調べてみた。下記表3の通りである。縦軸がサブ・シリーズ番号、横軸が10年単位の年を表す。サブ・シリーズ名については、表2を参照しながら見るとわかりやすい。

サブ・シリーズ全体の傾向をみると、1920年代を境に文書の種類が増え (= 業務が増え)、1930年代には扱う文書の種類がピークになる。1950年代以降になると、空白の年代が多く見られる。これは、本来は文書が作成されているが、この学生部旧蔵資料を東京大学史料室

が受け入れた際に含まれていなかっただけであるのか、業務が他課（厚生課など）あるいは学生部以外の部署へ移動したか、業務自体廃止したか（＝SS15 軍事教練・勤労働員）などのいくつかの理由が考えられるが、SS15 以外については推測の域を出ない。個別にみると、SS04 庶務は全年代を通しての分布を確認できる。SS04 の次に年代幅のあるサブ・シリーズはSS06 事件・処分であり、以降、SS10 構内警備、SS02 新聞スクラップと続く。ただし、注意すべき点は、表3はあくまでも当資料群に含まれる文書について分析しているのものであって、学生部がこれまでに作成した全ての文書を包含しているわけではないことである。

表3. サブ・シリーズの年代分布

年代	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000
SS01					○	○			○	○	○		○
SS02					○		○	○	○	○	○	○	○
SS03						○	○						
SS04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SS05					○	○			○	○	○	○	
SS06		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
SS07		○	○	○	○	○	○					○	
SS08					○	○	○					○	
SS09					○	○	○				○		
SS10				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
SS11					○	○	○						
SS12		○	○	○	○	○							
SS13						○	○	○			○	○	
SS14						○	○						
SS15				○	○	○	○						
SS16									○	○	○	○	
SS17						○	○	○	○	○	○		
SS18										○	○		
SS19									○	○	○	○	

#### 4. サブ・シリーズ紹介

本章では、19のサブ・シリーズに分類したアイテムレベルの資料を、(1) 資料概要、(2) 文書の作成者、(3) 特徴の順に紹介する。(3) を割愛したサブ・シリーズもある。

##### 4.1 SS01 収集ビラ

(1) 学生や関連団体等が作成し配布、撒布、放置されたビラを収集し、ファイリングした資料群（ファイル群）。ビラ1枚で計上すると14,000枚以上にのぼる。ビラには、学生部がビラを取得した年月日、場所などが記載されており、その様式は年代によって異なる<sup>27</sup>。

・全172点。1926（大正15）年9月～2002（平成14）年6月

(2) ① 東京帝国大学期：学生課

② 東京大学期：学生部学生課、学生部学生課学生掛

- (3) 東大紛争時のビラ (図6) と昭和50年代 (1975-1984年) のビラ (図7) である。図6は毎月収集するビラが多すぎてファイリングする時間もないほど多忙だったのだろうか。図7はフラットファイルに綴じ、ビラを二つ折にして保管されていた。現在は両者とも二つ折にせず、フラットにした形で中性紙新聞保存箱やファイルボックスに格納して保管している。



図6. [東大紛争時のビラ]  
S0036/SS01/0008 ~ 0012

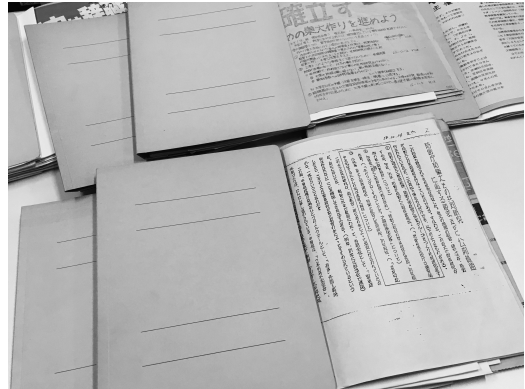


図7. [ビラ 昭和58年9月~59年2月]  
S0036/SS01/0157 ~ 0162

#### 4.2 SS02 新聞スクラップ

- (1) もっとも点数の多いサブ・シリーズ。大学や学生全般に関わる各新聞記事を切り取り、台紙に貼り付けたスクラップブック群。年代別の冊子数内訳は、1920年代：1冊、1940年代：2冊、1950年代：8冊、1960年代：115冊、1970年代：54冊、1980年代：20冊、1990年代：16冊である。

1960年代になると、およそ半月でスクラップブック1冊がいっぱいになる。東大紛争期と重なるので、当時の新聞を中心としたメディア情勢を知りたい場合には参考になるサブ・シリーズである。

・全216点、1927 (昭和2) 年11月~2000年9月

- (2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課、厚生部学生課  
② 東京大学期：厚生部学生課、学生部学生課
- (3) 新聞記事を貼付するスクラップブックが市販商品のため、ページ数その商品に依存している。1冊につき新聞記事の範囲が1年間、半年間、3か月間、1か月間とそれぞれ異なる。中には、トピックスによって個別にクリッピングしているスクラップブックもある。例えば、「大学管理制度」と題する3冊仕立てや (S0036/SS02/0018 ~ 0020)、「羽田事件関係スクラップブック」(S0036/SS02/0039)、「第二次羽田事件Ⅱスクラップブック」(S0036/SS02/0042) などがある。



#### 4.3 SS03 学生写真帖

(1) 各年度入学者の上半身写真アルバム。主に学部ごとに作成された台紙に白黒写真が添付してあり、写真脇に各学生の出身高校・氏名が記載されている。

・全 28 点、1930（昭和 5）年～1942（昭和 17）年

(2) 東京帝国大学期：学生課

#### 4.4 SS04 庶務

(1) 学生部内で作成された広範囲にわたる庶務的な業務文書。戦前に作成された文書については、帝国大学改組期の規則や令達類、諸決裁書類の簿冊などが断片的に残っている。したがって、帝国大学との関係性、学生部全体の動きなどを知ることができる。このサブ・シリーズの中でさらに下記の通り、21 種の業務や文書に分けた。

01 規程類 / 02 通知・令達 / 03 決裁書 / 04 受付簿 / 05 件名簿 / 06 雑綴  
07 人事 / 08 施設・物品・商人管理 / 09 掲示・立看板許可 / 10 映写許可  
11 その他許可 / 12 行幸 / 13 大学事務協議会 / 14 国立大学学生部長会議  
15 民主教育協会 / 16 担当事務官業務文書 / 17 様式類 / 18 事業計画  
19 学生対応関係 / 20 会議提出用資料 / 21 告示ほか

・全 115 点、1886（明治 19）年 3 月～2006（平成 18）年 7 月

(2) ①帝国大学期：舎監室

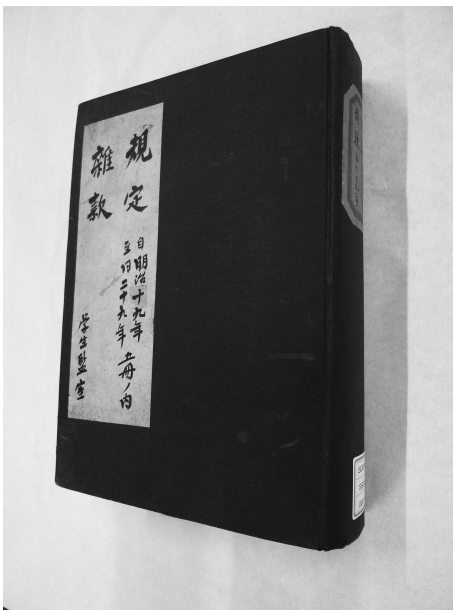


図 8-1. 「自明治十九年至同二十九年  
五冊ノ内 規程 雑款」  
S0036/SS04/0001

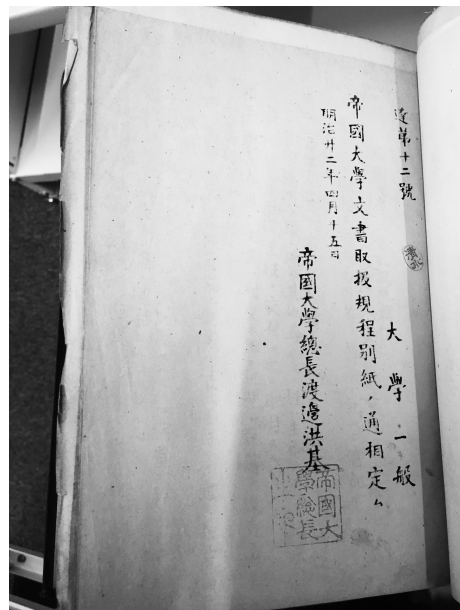


図 8-2. 同左「総長達 文書取扱規程」

- ②東京帝国大学期：舎監事務室（舎監室）、学生監室、学生課、学生課庶務係  
 ③東京大学期：厚生補導部、厚生部、学生部、学生課補導掛、学生課学生掛
- (3)「自明治十九年至同二十九年 五冊ノ内 規程 雜款」が、このサブ・シリーズの中で最も古い時期に作成された簿冊である（図8-1）。「五冊ノ内」と表紙に記載されているが、残ったのはこの1冊だけである。1886（明治19）年3月、帝国大学令公布により旧東京大学が帝国大学に改組され、法・医・工・文・理の5分科大学及び大学院を設置した時期と重なる。同簿冊には、各種規則や委員設置等の達（たっし）<sup>28</sup>が綴じられている。末尾に近づく「雑款」というタグが貼られてあり、巡視報告等が綴じられている。ちなみに、この中には1889（明治22）年4月15日制定、達第十二号「帝国大学文書取扱規程別紙ノ通相定ム」の全文が見られる（図8-2）。これは、東京大学の文書管理規程として最古の規程と言われている<sup>29</sup>。

#### 4.5 SS05 集会・自治管理

- (1) 戦前は学生の集会・学生団体の名簿や、視察報告などの文書が多い。主に学生の思想取締りのため、管理用として収受・作成した書類である。戦後は、自治会等の総長交渉・協議関係の書類作成の下書きおよび控えがある。
- ・全44点、1926（大正15）年4月～1994（平成6）年12月
- (2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課  
 ② 東京大学期：厚生課、学生課学生掛
- (3) 図9は、1926（大正15）年～1928（昭和3）年に作成された。学生の学内各団体に対して、目的、会合回数、会員数内訳などの情報を記入させ、毎年提出させており、それらを綴じた文書。



図9. 「集會届綴」  
 S0036/SS05/0001、0003、  
 0004、0005

#### 4.6 SS06 事件・処分 (S0036/SS06/0005 は欠番)

- (1) 主に学生に対する取り調べの調査調書や処分の調書・実施に関わる文書、参考資料などである。資料点数は少ないが、明治期から平成期まで幅広い。特に戦前については学生部の職員が学生と面談を行ってアドバイスをするなど積極的に関わっている様子がうかがえる。
- ・全26点、1892（明治25）年12月～1993（平成5）年12月
- (2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課  
 ② 東京大学期：厚生部、学生部学生課、学生課学生掛
- (3) 図10は、1952（昭和27）年2月に発生したポポロ事件（学生と警官の衝突事件）の経



図 10-1. 「ポポロ事件関係」  
S0036/SS06/0020

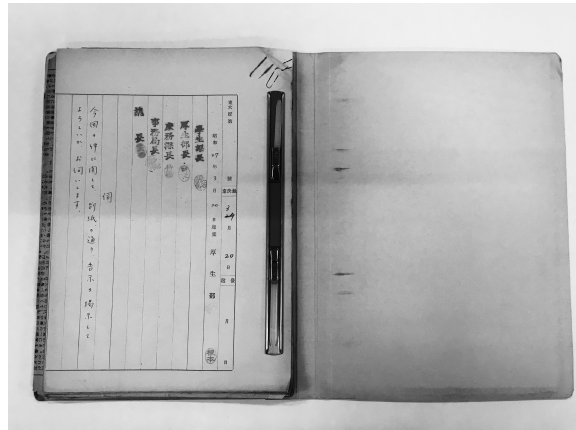


図 10-2. 同左

緯に関するファイル。罫紙は当時のものだが、元々簿冊に編綴されていたものを後年になってフラットファイルに再編綴したファイルである。

#### 4.7 SS07 学生在籍管理

(1) 主に学生在籍に関わる学外への照会、学生異動の連絡調整関係の文書。サブ・シリーズ内でさらに下記の通りに分類した。

01 学生一途 / 02 学生異動 / 03 名簿 / 04 在学照会

・全 38 点、1899 (明治 32) 年 3 月～1993 年 3 月

(2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課  
② 東京大学期：学生部学生課、学生課学生掛

(3) 図 11 は、外部からの問い合わせに応じて行った、学生の身上調査や在籍調査等の往復文書。1899 (明治 32) 年～1939 (昭和 14) 年まで「学生一途」というタイトルで作成されていた。



図 11. 「学生一途綴」のまとめり  
S0036/SS07/0001～0011

#### 4. 8 SS08 各種調査関係

(1) 集会・自治管理や事件・処分、学生在籍管理以外の学生に関わる調査の企画・実施、報告関係の文書。

・全6点、1925(大正14)年5月～1998(平成10)年11月

(2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課

② 東京大学期：学生部学生課学生掛

#### 4. 9 SS09 学生奨学

(1) 学生の授業料免除、災害奨学、奨学金に関わる業務文書。

・全7点、1923(大正12)年10月～1980(昭和55)年10月

(2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課

② 東京大学期：学生部学生課

#### 4. 10 SS10 構内警備

(1) 巡視が学生部へ提出した日誌、報告書の他、防災・学内行事・式典の警備の企画・実施に関わる文書。このサブ・シリーズにおいてさらに下記の通りに分類した。

01 巡視・警備 / 02 式典

・全43点、1916(大正5)年10月～1998年

(2) ① 東京帝国大学期：学生監室、巡視詰所、伍長

② 東京大学期：厚生部、学生部学生課補導掛、警備掛、学生掛

(3) 巡視の体制については、本稿2. 2. (3)

を参照のこと。図12の下段が各門衛の当直日誌である。中段一番左の報告簿は、巡視が各門衛の日報をとりまとめ、

所定の様式に記載し、2日おきに学生監へ提出し、学生監の検印を経て綴じた簿冊である。



図12. 巡視日誌のまとめり

下段左：S0036/SS10/0002、0010、0015、0019、0018、0020

中段左：S0036/SS10/0003、0006、0009、0011

上段左：S0036/SS10/0007、0008、0012、0016

#### 4. 11 SS11 入学関係

(1) 入学志願や入学手続きに関する事務処理、内申書等の取りまとめに関する文書。下記4種に分けられる。

01 入学志願・手続 / 02 高校内申書 / 03 高校特別内申書 / 04 その他  
 ・全20点、1927（昭和2）年度～1944（昭和19）年

(2) 東京帝国大学期：学生課

#### 4.12 SS12 運動・体育活動実施

(1) 競漕大会や運動会の企画立案、運動場・艇庫及び運動用具に関わる施設・物品管理に関わる文書や、学生の運動調査、他大学へ施設提供等の連絡調整に関わる事務文書。

・全4点、1897（明治30）年11月～1936（昭和11）年12月

(2) 東京帝国大学期：学生監室、学生課

(3) 図13は、外部からの運動施設使用願や弾薬払下げ等の往復文書である。右下黒枠外には「体育」というゴム印が押印されている。他のサブ・シリーズにも「学生」や「就職」などという押印も見られる。昭和10年代前半（1935-1940年）は、業務の種類によってこの手法がとられていたと考えられる。

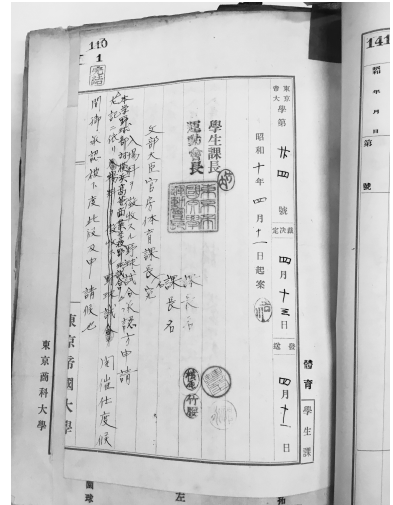


図13. 「昭和拾年四月起 運動関係（体育関係）」S0036/SS12/0004

#### 4.13 SS13 学生文化団体・文化活動実施

(1) 学生の学内集会・団体活動の管理に関する文書。

・全11点、1936（昭和11）年1月～1999（平成11）年6月

(2) ① 東京帝国大学期：学生課

東京大学期：厚生部、学生部学生課教養掛、学生掛

#### 4.14 SS14 就職支援

(1) 学生への就職斡旋の連絡調整に関する文書。

・全2点、1930（昭和5）年～1941（昭和16）年9月

(2) 東京帝国大学期：学生課

#### 4.15 SS15 軍事教練・勤労働員（戦時業務）

(1) 学生の軍事教練、派遣に関する手続きや、配給等に関する文書。

・全19点、1916（大正5）年10月～1948（昭和23）年

(2) ① 東京帝国大学期：学生監室、学生課

② 東京大学期（新制以前）：学生課

- (3) 1941 (昭和 16) 年 4 月、国内の戦時体制への再編成が試みられ、大学の分野においては東京帝国大学全学会が発足し、総長のもとに全教職員と学生生徒の組織体制が置かれた。東京大学は、戦争末期より食料不足に陥り、戦後しばらくまで検見川農場等で学生課職員が食糧の自給を行っていた。その中に牛乳も生産されており<sup>30</sup>、図 14 は牛乳を希望する学生の応募と、それに対する可否の判断が記入された文書である。

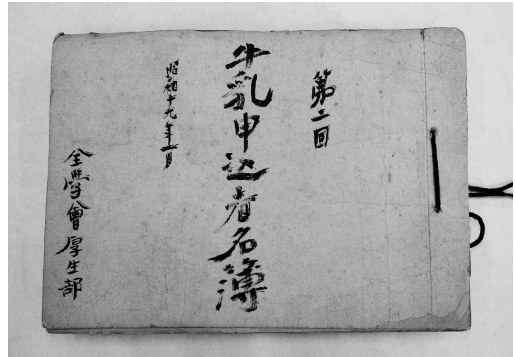


図 14. 「第二回牛乳申込者名簿 昭和十九年一月」 S0036/SS15/0017

#### 4. 16 SS16 教務関係刊行物編集

- (1) 学内広報等学内刊行物の編集に関する担当者手控え。  
・全 4 点、1963 (昭和 38) 年度～1997 (平成 9) 年 3 月
- (2) 東京大学期：学生部学生課、学生課学生掛

#### 4. 17 SS17 学生生活諸委員会

- (1) 学生部所掌の学生生活に関する全学委員会会議議事録を綴じたフラットファイル群。学生委員会、大学院学生委員会の配布資料もある。  
・全 47 点、1937 (昭和 12) 年 2 月～1987 (昭和 62) 年 2 月
- (2) ① 東京帝国大学期：学生課  
② 東京大学期：厚生部、学生部学生課補導掛、学生掛、大学院学生委員長

#### 4. 18 SS18 学生制度諸委員会

- (1) 学生制度関係の全学委員会の会議議事録・報告書等のフラットファイル群。学内規律に関する専門委員会、処分制度検討委員会に関する断片的な資料。  
・全 13 点、1974 (昭和 49) 年 12 月～1981 (昭和 56) 年 5 月
- (2) 東京大学期：学生部学生課、学生課学生掛

#### 4. 19 SS19 学内制度諸委員会

- (1) 学内制度関連の全学委員会会議議事録など配布資料を綴じたフラットファイル群。主に大学の管理運営に関する臨時措置法に関する資料コピーが多い。  
・全 12 点、1968 (昭和 43) 年 8 月～1998 (平成 10) 年 4 月
- (2) 東京大学期：学生部学生課、学生課補導掛

## 5. 関連する他のシリーズと今後

当資料群に関連するシリーズは他にも存在し、関連あるシリーズが移管されれば将来的にも増える可能性もある。当館が現時点で特定歴史公文書等として公開しているシリーズの中で、業務の内容あるいは掛の業務に関連するシリーズと当資料群との対応を表4に示す。

表4. 関連する他のシリーズと学生部旧蔵資料（S0036）との対応表

他のシリーズ	S0036
S0207 国際学生宿舎管理、S0367 学生部事務引継ファイル、 S0516 国立大学学生関係部長・課長会議	S0036/SS04
S0049 厚生課旧蔵資料	S0036/SS05
S0075 学生支援課移管資料	S0036/SS06
S0208 入学科・授業料免除及び奨学金	S0036/SS09
S0368 防火管理規程等綴	S0036/SS10
S0017 入学関係	S0036/SS11
S0066 東京帝国大学学生課関係文書、S0359 五月祭、S0366 学生団体設立・継続届	S0036/SS13
S0315 キャリアサポート関係イベント開催、S0316 就職関係担当者連絡会議	S0036/SS14
S0068 教養委員会文書、S0109 学生部学生課旧蔵ファイル、S0223 学生委員会	S0036/SS17

先述したように、当資料群は、学生部の全活動の記録が収録されているのではない。もし、学生部全体の活動を知りたいのであれば、利用者は、東京大学文書館デジタル・アーカイブの「資料群階層」の中から「教育・学生支援部」に該当するシリーズにあたってみることも可能である。

しかし、学生部が作成した資料が特定歴史公文書等に登録されていても、利用者にとってはさまざまな観点から自身の疑問に合わせて資料の検索を試みると考えられる。当館は、利用者が特定歴史公文書等だけでなく、歴史資料等や参考図書（今後、目録を公開する予定）など多様な検索、活用に資するために日々活動している。

当館では、所蔵する資料を対象にして内容的な秩序を見出し、分類する整理手法ではなく、東京大学の過去の組織活動を再構成するために、現用文書の段階における文書の形成過程を再現する記述と整理手法を採用している。つまり、業務単位で生じる文書のまとまりを資料群の単位とする「シリーズ・システム<sup>31</sup>」を導入している。組織文書の特性（変遷すること）により、出所単位でなく、文書シリーズごとのまとまりを管理単位とすることを原則としているのである。しかし、本稿で取り上げた当資料群のように、出所単位のシリーズも混在しており、編成・記述において矛盾が生じている状態である。当資料群のように、東京大学における文書移管制度が始まる以前に受け入れた資料群で、かつ、コンテクスト情報が明確でない資料群は他にも多く存在する。今後、この資料群と他の資料群に関係性があると認めら

れた資料群に対して、物理的に、そして情報としてどのように紐づけていくか、検討することが課題である。近頃、当館では、シリーズ・システムを本格的に導入するための動きがや々と出始めたところである。この技術方法によって期待できる効果とそのために必要とされることは、主に下記3点と考えられる。

(1) 資料を生み出した東京大学の組織活動と文書の関連の明確化

シリーズ編成の見直しや本学の組織変遷とその役割を、根拠ある資料(規則集等)を元に調べ上げ、その情報を記述できるデータベース各種を作成することが必要とされる。

(2) デジタル・アーカイブ上の機能性の向上

上記(1)を当館デジタル・アーカイブ上で相互リンクできるような機能が必要とされる。

(3) 移管前・移管時の原課から得られる情報の活用

上記(1)でシリーズ・システムの基本が設計できれば、移管対象の文書について原課から文書の由来、文書作成者に関する情報、保存の経緯等を得られた際に、その情報を反映できるようになる。それにより、当館スタッフが調べ上げる時間も節約でき、より目録の公開を迅速にすることもできるようになる。

## 6. 終わりに

本稿では、第一に、学生部旧蔵資料を生み出した学生部や該当する掛について、第二に、それぞれの活動からどのような文書が作成されたかについて、第三に、サブ・シリーズの概要を紹介した。特に第一、第二のようなコンテキストとなる情報があって初めてコンテンツ情報が意味を持つ。これを機に、当館所蔵資料へのさらなるアクセスを期待したい。

最後に、当資料群をデジタル・アーカイブで検索する際に、参照できる情報は下記の通りである。

- (1) 資料群 (=シリーズ) の概要 (本稿「1. 1. 表1」既出)
- (2) 資料群内で編成した19グループ (=サブ・シリーズ) の概要
- (3) 1点ごとの資料リスト (=アイテム)

---

## 註

<sup>1</sup> <https://uta.u-tokyo.ac.jp/uta/s/da/page/home>

<sup>2</sup> 明治19年3月2日勅令第3号

<sup>3</sup> 東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属図書館の総称であり、1887(明治20)年頃から起こった概念であるが、大学の公式の呼称ではないとされている。(『東京大学百年史 部局史四』、東京大学百年史編集委員会編、東京大学、1987年3月、1017頁)

<sup>4</sup> General International Standard Archival Description, Second Edition, 1999. (PDF版で配



布されている：

[https://www.ica.org/sites/default/files/CBPS\\_2000\\_Guidelines\\_ISAD%28G%29\\_Second-edition\\_EN.pdf](https://www.ica.org/sites/default/files/CBPS_2000_Guidelines_ISAD%28G%29_Second-edition_EN.pdf)（アクセス日：2019年9月30日）

- <sup>5</sup> 詳細は当館デジタル・アーカイブで検索し、詳細情報を確認のこと。
- <sup>6</sup> これらの刊行物類の参照を希望するならば、当館へ連絡する必要がある。なお、当資料群の刊行物類のほか、当館が所蔵する書籍・刊行物類の目録公開に向けて現在準備作業中である。
- <sup>7</sup> 学生部の変遷については以下を参考にした。前掲『東京大学百年史 部局史四』1102～1175頁、『同 通史一』885～893頁、『同 通史二』437～444頁、806～818頁、「第一部 法令並びに規則」各種『同 資料一』、「第十部 年表」『同 資料三』。
- <sup>8</sup> 法・理・文学部総理に加藤弘之、医学部総理に池田謙齋が就任。
- <sup>9</sup> 東京大学職制制定（文部省所轄官立学校図書館教育博物館職制及職員名称等級〔抄〕）太政官達第五十一号、明治14年6月15日（『東京大学百年史 資料一』325～327頁）。
- <sup>10</sup> 書記分課の全文は次の当館所蔵資料に掲載されている。「本学書記分課ノ件」『校中往復 明治十四年分二冊之内甲號』（参照コード：S0005/05、446～448丁）
- <sup>11</sup> 1886（明治19）年3月19日渡辺洪基総長通知、全4条（『東京大学百年史 資料一』329～330頁）。
- <sup>12</sup> 時の文部大臣水野錬太郎の名を関して呼ばれた。文部省訓令第5号「健全ニシテ有為ナル国民ヲ養成シ其教育教化ノ効果ヲ全ウスル趣旨徹底方」『東京大学百年史 部局史四』1118頁。
- <sup>13</sup> 1945（昭和20）年6月16日、文部省訓令。「当時、東京帝国大学の事務組織として四課、すなわち庶務課、会計課、営繕課、学生課が置かれていたが、法規上に明文化されていた訳ではなかった。（略）（一）法規上、はじめて事務局の組織および職掌が規定されたこと、（二）戦時下、増大化した学生生徒に関する業務を補強するための学生課が昇格したことが重要なことである」『東京大学百年史 通史三』172～173頁。
- <sup>14</sup> 「沿革」東京大学ホームページ、[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/history/b03\\_01.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/history/b03_01.html)（アクセス日：2019年9月30日）
- <sup>15</sup> 『東京大学百年史 部局史四』1119頁。
- <sup>16</sup> 以下を参考とした。前掲『東京大学百年史』各種、『本郷の学生生活』（入学者・進学者対象に配布する学内インフォメーション。学生部が作成。複製も含め、1956年から断片的に当館で所蔵）、『東京大学職員録』『東京大学職員名簿』（東京大学事務局、非公開）
- <sup>17</sup> 本規程は、「東京大学学生部組織規程」の下位規程にあたる。「東京大学学生部組織規程」は1960（昭和35）年4月1日に制定されているが、本規程はそれ以前に制定されている。規程における歴史的調査については今後の課題としたい（『東京大学規則集』東京大学事務局編集、帝国地方行政学会発行、当館所蔵：P000453）。
- <sup>18</sup> 本規程は、「東京大学事務局組織規程」（1959年4月1日制定）の下位規程にあたる（『東京大学規則集』東京大学事務局編集、帝国地方行政学会発行、当館所蔵：P000452）。

- <sup>19</sup> 「舎監申報 明治十九年中」末尾に記載（『東京大学年報第五卷』東京大学史史料研究会編、財団法人東京大学出版会、1994年2月25日、207～208頁）。
- <sup>20</sup> 前掲『東京大学百年史 部局史四』1130頁。この規則（内規）の改廃に関する典拠資料が将来的に当館に移管されれば詳細が明確になるであろう。
- <sup>21</sup> 前掲『東京大学百年史 通史二』806頁～818頁。
- <sup>22</sup> 以下を参考にした。所澤潤「解説 文書の流れと東京大学年報」『東京大学年報第六卷』東京大学史史料研究会編、財団法人東京大学出版会、1994年3月25日、561～595頁。
- <sup>23</sup> ただし、1953（昭和28）年10月1日制定の「東京大学学生部各課事務分掌規程」では当該文言が規定されているが、その後の「東京大学事務局学生部各課事務分掌規程」では、学生部の文書保存についての記載が見られない。文書取扱に関する学生部の経緯については、今後の調査が必要と考えられる。
- <sup>24</sup> 前掲『東京大学百年史』全10巻、1984年～1987年にかけて刊行。『東京大学百年史』公開ページ(UTokyo Repository) [https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=repository\\_opensearch&index\\_id=8329](https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=repository_opensearch&index_id=8329)
- <sup>25</sup> 『東京大学百年史編集室会議要旨等12』1979年、参照コード：S0063/SS2/12。
- <sup>26</sup> 以下を参考にした。前掲『本郷の学生生活』2007年、「本部学生支援課業務マニュアル」2017年度（非公開）。
- <sup>27</sup> ビラ紹介記事については次を参照。拙稿「蔵出し！文書館 第16回 ビラー考のとビラ(扉)」『学内広報』No. 1515、東京大学広報室、2018年10月25日、21頁。
- <sup>28</sup> 「達とは、明治初年に行政機関が発する法令規則等の内、文言の末尾の言葉が「相達候事」などと「達」の字を含んで結ばれるもののこと、あるいは達と区分されて発せられたもののことを言う。」「本学の場合、達は、本学が組織として決定した規則、指示などを組織内に行届かせるシステムであり、かつ時期によって本学の長が規則を制定する行為と密接に関わっていた。」所澤潤「東大の記録管理（2）達（たっし）」『東京大学史史料室ニュース』第6号、東京大学史史料室、1991年3月30日、4～5頁。
- <sup>29</sup> 所澤潤「東大の記録管理（1）明治22年の帝国大学文書取扱規程」『東京大学史史料室ニュース』第5号、東京大学史史料室、1990年10月12日、2～3頁。
- <sup>30</sup> 「二 食糧難への対処」『東京大学百年史 部局史四』1136～1137頁。
- <sup>31</sup> シリーズ・システムについての国内の論考については以下を参考のこと。森本祥子「アーカイブズ編成・記述の原則再考—シリーズ・システムの理解から—」『アーカイブズの構造認識と編成記述』国文学研究資料館編、思文閣出版、2014年3月31日、71～96頁。森本祥子「公文書管理法制度下における文書分類の課題：新たな体系化についての試案」『東京大学文書館紀要』第37号、2019年3月、1～16頁。

（おねやま みすず 東京大学文書館）